

宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの
軌道運送高度化実施計画の認定申請に係る審議（第4回）

1. 日 時

平成28年8月2日（火） 10時30分～11時45分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

鉄道局：大野鉄道事業課長ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 堀家、川崎、木村

4. 議事概要

- 鉄道局から宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの軌道運送高度化実施計画の認定申請に関し、事前の質問事項（①社会資本整備総合交付金の概要並びにその交付要件及び交付までの流れ、②LRT利用についての沿線の関係企業への要請、③都市計画決定のプロセスにおける住民の意見聴取、④トランジットセンターの計画の概要等）について、
 - ①社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設されたものである。同交付金の交付対象事業には、交付要綱にあるとおり、基幹事業（例：道路事業）、関連社会資本整備事業（例：軌道施設の建設又は改良に関する事業）及び効果促進事業（基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等）がある。地方公共団体が提出した社会資本総合整備計画ごとに国土交通省から当該年度に交付可能な国費を内定通知し、地方公共団体はそれを受けて実施に関する計画等を提出した上で交付申請をすることとなっている。

- ②宇都宮市及び芳賀町においては、自動車からLRT利用への転換を促すため、沿線の関係企業との意見交換を行ってきているところであり、これらの企業からは、安全で利便性の高い公共交通が整備されるのであればその利用を推進したい旨の意向が示されていると聞いている。引き続き、沿線の関係企業との意見交換を精力的に行い、より具体的な調整を図っていく予定と聞いている。
- ③都市計画素案の縦覧時における意見申出書、公聴会における公述及び都市計画案の縦覧時における意見書といった形で、住民に対する意見聴取を実施しており、技術面や安全面等から取り入れることが難しい意見については折に触れその理由等について丁寧な説明をおこなってきたほか、都市計画案に対する意見とそれに対する見解についてとりまとめた上で市のHPに公表する等の対応を行ってきたと聞いている。
- ④トランジットセンターについては、公共交通の基軸となるLRTの沿線上で鉄道やバス等各種交通との乗り換えが想定される箇所において整備を予定しており、具体的には、JR宇都宮駅東口、ベルモール、新4号国道周辺、清原工業団地及び芳賀工業団地の5カ所を予定しているところである。トランジットセンターについては、交通結節点機能として、各種公共交通の発着スペース・乗降場やパーク&ライドのための駐車スペース等を整備するほか、バリアフリーにも配慮して整備することとしている。

等の回答を得た。

- 運輸審議会委員からは、
 - ①宇都宮市及び芳賀町から提出のあった社会資本整備総合計画には、LRT整備に関係する事業以外のものも含まれているのか。
 - ②多額の税金を投入してLRTを整備し、沿線の関係企業の利便性向上に資するのだから、沿線の関係企業にもLRT利用について協力を要請すべきと考える。
 - ③利便性の高い公共交通ネットワークの構築のためには、トランジットセンターがきちんと整備されることが重要だと考える。例えば、パーク&ライドにおいては、需要予測に基づき十分な駐車スペースを確保し、利用者にとって使い勝手のよいものとする必要があると思う。
- 等についての指摘・質問があった。

これに対し、鉄道局からは、

- ①然り。L R T整備に関係する事業以外のものもパッケージになっている。
- ②これまでも沿線の関係企業との意見交換を行ってきたが、軌道運送高度化実施計画が認定された後は、より具体的な調整を図っていく予定であると聞いている。なお、仮に沿線の関係企業においてマイカー通勤の制限等が実施されると需要の押し上げになる。
- ③そのようなご示唆があったことは宇都宮市にも伝える。
等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。